

第3章 大田区における特別支援教育体制の整備

1 心身障害学級から*特別支援学級への移行

大田区の心身障害学級においては、知的障害のある児童・生徒を対象に固定的な学級を設置し、一定の集団での安定した人間関係の中で、社会性を育みながら成長することを可能とした教育活動を展開してきた。また、通常の学級に在籍する視覚障害、聴覚障害、言語障害、情緒障害のある児童・生徒を対象にした通級による心身障害学級では、地域や通常の学級の児童・生徒との関係を継続しながら、専門的な指導を行ってきた。さらに、館山養護学校では、虚弱児童の健康回復を目的とした学級での指導を行なってきた。

一方、平成18年6月学校教育法の一部改正により、小・中学校においては、LD及びADHD等を含む障害のある児童・生徒等に対して、適切な教育を行なうことが規定された。

大田区における心身障害学級から特別支援学級への移行にあたっては、国の法改正及び東京都の動向とともにこれまでの心身障害学級における取り組みを踏まえ、円滑に進めていく。

2 特別支援学級の在り方

(1) 特別支援学級（仮称）Ⅰ（固定的な学級）（中教審の答申での特別支援教室Ⅰ）

① 特別支援学級（仮称）Ⅰの配置

これまで固定の心身障害学級が果たしてきた役割と成果を維持しつつ国の法改正等を踏まえ、心身障害学級から、特別支援学級（仮称）Ⅰへ移行していく。

なお、固定の心身障害学級の児童・生徒数が年々増加していることや、特定の設置校に在籍数が多い実態、通学の負担などを考慮し、今後の整備・配置については、児童・生徒数の将来的な見通しや、教育ニーズを見据えつつ、検討を進めていかなければならない。特に、中学校の固定の心身障害学級在籍生徒が、平成15年度から4年連続して増加している実態があり、現在、休級中の馬込中学校の特別支援学級（仮称）Ⅰの復級を含めた対応を検討する必要がある。

② 特別支援学級（仮称）Ⅰの運営

特別支援学級（仮称）Ⅰでは、配置された教員が知的障害など同じ障害のある複数の児童・生徒を対象に、固定的な小集団で、週のほとんどの時間の指導を行う。従って固定的に配置された教員は、児童・生徒の学校生活における中心的な支援者となる。

今後、特別支援学級（仮称）Ⅰでは、個々の児童・生徒の個別指導計画に基づき、通常の学級との行事交流等や個別指導計画等に基づく共同学習の実施など、一人一人の児童・生徒に応じた柔軟な指導体制を構築していく。なお、個別の交流及び共同学習を行う場合には、学校の実態に応じ、特別支援学級（仮称）Ⅰの担当教員と、通常の学級の担当教員、専門家等と十分に連携を図る必要がある。

(2) 特別支援学級（仮称）Ⅱ（通級による学級）（中教審の答申での特別支援教室Ⅱ）

① 特別支援学級（仮称）Ⅱ配置

固定学級と同様、通級による心身障害学級が果たしてきた役割と成果を維持しつつ国の法改正等を踏まえ、現在の通級による心身障害学級を特別支援学級（仮称）Ⅱへ移行していく。

なお、大田区では、通級による心身障害学級のうち、情緒障害学級の児童・生徒数が年々増加していることや、通学の負担を考慮し、児童・生徒数の将来的な見通しや教育的ニーズを見据えつつ、新たな通級による情緒障害学級の計画的な整備・配置を進める。

具体的には、平成19年度、羽田・糀谷地区の中萩中小学校に通級による情緒障害学級の設置を計画している。

さらに、平成19年度以降情緒障害学級の教員による巡回支援・指導の体制を構築する必要性からも、地域のバランスを考慮した情緒障害学級の増設を検討していく。

② 特別支援学級（仮称）Ⅱの運営

この学級では、固定的に配置された教員が、視覚障害、聴覚障害、言語障害、情緒障害、LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある通級の児童・生徒を対象に、専門的な施設・設備を備えた教室で、小集団または個別に、週の必要な時間に指導を行う。特別支援学級担当教員は、児童・生徒が在籍する学級の担任や在籍校と連携を図りながら、専門的な指導を行う。

通級による指導の形態には、特別支援学級担当教員が他の学校を巡回訪問する形態も考えられる。今後、更なる*特別支援学校のセンター的機能が発揮されるとともに、特別支援学級担当教員の活用が促進されるなど、多様な形態による指導・支援が行われる必要がある。

平成18年4月1日から施行された学校教育法施行規則の一部改正によりLD及びADHDの児童・生徒が通級の対象となることが規定された。その中で、LD及びADHDの児童・生徒の通級による指導時間については、年間10単位時間から280単位時間の範囲で指導することが可能となった。

大田区においても、今後、柔軟な「通級による指導のあり方」を考えていく必要がある。

(3) 巡回による指導の検討

（中教審の答申での特別支援教室Ⅲ）

巡回による指導の意味するところは、中教審の答申で述べられている特別支援教室Ⅲにより分類されるところの個別支援・指導及び巡回指導の場となるものである。

例えば、少ない指導時間数で足りる児童・生徒等を対象に、特別支援学校の担当教員や特別支援学級（仮称）Ⅱの担当教員等が巡回し、指導・支援したり、通常の学級の担任に助言を行ったりすることが考えられる。

また、校内の支援体制により配置された教員等が、対象となる児童・生徒に対して特別なニーズに応える場を設けたりするなど、今後、一人一人の児童・生徒に応じた柔軟な指導体制を検討していく。

(4) 特別支援学級から特別支援教室（仮称）への移行

「国の協力者会議最終報告」において「*「特別支援教室（仮称）」構想の目指すものは、各学校に、障害のある児童・生徒の実態に応じて特別支援教育を担当する教員が柔軟に配置されるとともに、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、障害のある児童・生徒が原則として、通常の学級に在籍しながら、特別な場で適切な指導及び必要な支援を受けることができるような弾力的なシステムを構築することである」と提言されている。中教審の答申では、「LD、ADHD、高機能自閉症等、障害のある児童・生徒が原則として、通常の学級に在籍しながら、一人一人の障害に応じた特別な指導を必要な時間のみ特別な場で行なう形態」と示されており、具体的な特別支援教室（仮称）のイメージとして、以下のような形態が例示されている。

特別支援教室Ⅰ	ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態
特別支援教室Ⅱ	比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当適度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態
特別支援教室Ⅲ	一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態

特別支援教室（仮称）の構想の実現について、①LD、ADHDの児童・生徒を対象に加えた通級による指導の在り方、②通常学級との交流及び共同学習の促進、③特別支援学級担当教員の活用など、当面の制度の弾力化の実施状況を踏まえることが必要であるとしている。また、研究開発学校やモデル校などを活用し、固定式学級の機能の維持、教職員配置との関連や教員の専門性の向上の課題に留意し、法令上の位置付けに基づき、今後検討すると示されている。

このことから、「特別支援学級及び巡回による指導の検討」から「特別支援教室（仮称）」への移行にあたっては、今後、想定される国や東京都の動向などを注視し、児童・生徒や学校の実情、特別支援教育の進捗状況を踏まえ、長期的な展望に立ち、慎重に検討を重ね、全ての学校を対象に計画していくことが望ましい。

(5) 特別支援学級担当教員の役割及び専門性の向上

特別支援学級を担当する教員が通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒への指導及び支援も含め、これまで以上に特別支援教育に関する多様な役割を担う必要がある。具体的には、小・中学校に在籍する個々の児童・生徒に関する指導・助言・相談のほか、個別の教育支援計画や個別指導計画の作成への支援をすること等が考えられる。

障害のある児童・生徒への指導機能については、特別支援学級設置校との十分な連携が必要である。今後、特別支援学級担当の教員の活用の在り方については、さらに検討を深めていく必要がある。

なお、今後、特別支援教育に対しての専門性の向上が必要となってくることから特別支援学校教員免許状の取得などが望まれる。

3 通常の学級における教育

(1) 通常の学級における指導の充実

通常の学級における指導の充実を図るためには、各学校の校内委員会の機能を充実させていくことが重要である。そのためには、特別支援教育コーディネーターが、校長の指導のもと、校内委員会の運営や校内及び関係機関との連絡調整を行ない、複数教員による指導体制やスクールカウンセラー等を活用するなど、校内の支援体制の充実を図ることが必要である。

平成18年6月学校教育法が一部改正されたことにより、特別支援学校は、小・中学校の通常の学級へ在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒の教育について支援に努めることになる。各学校は、特別支援学校や特別支援学級の教員などの助言を得て、校内や校外の協力体制のもと、少人数指導や、個別指導など多様な指導形態を取り入れるなどして、指導の充実を図る。

さらに、発達に関わる教育相談、転学・通級相談が必要であると思われる児童・生徒は、教育センターが対応することになる。

なお、その際、スクールカウンセラーや保護者と十分に連携し、共通理解のもとで指導を進めていく必要がある。

(2) 特別支援員制度の在り方

校内の支援体制の充実を図りながら、通常の学級において、さらに、LD、ADHD、高機能自閉症において、特別な教育支援が必要な児童・生徒については、特別支援員（仮称）（区非常勤職員による学習支援員制度）を派遣する。

特別な教育支援が必要な児童・生徒については、教育委員会指導室が、各学校と連携し、児童・生徒の実態を把握する。教育委員会指導室の特別支援担当者の報告を受け、指導室長が支援の必要性があると判断する場合に、特別支援員（仮称）の派遣を行う。

特別支援員制度により、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症などの障害のある一人一人の児童・生徒等に合わせたきめ細かな個別の支援が図られることになる。

なお、学校は、特別支援員（仮称）の派遣を受ける場合は、どのような状況の児童・生徒に対して、どの程度の時間、どのような指導を行うのかを明確にしておくことが大切である。

また、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症などをはじめ、特別な配慮を要する児童・生徒への支援を進めるため、特別支援員以外の人的な支援で、教育活動の補完を行うことが必要となる場合がある。

例えば、*学校支援ボランティアの活用や大学生、地域の方々によるボランティアなどの協力体制を構築していくことも必要である。

4 交流及び共同学習の促進

小・中学校の学習指導要領では、「特殊学級（東京都は心身障害学級）又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」や、障害のない児童・生徒と障害のある児童・生徒との「交流の機会を設けること」が定められている。また、平成16年6月に公布された障害者基本法の一部改正により、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進する旨が規定された。

これらのことを踏まえ、今後、特別支援学級を担当する教員の連携のもとで、適正な就学指導や相談体制を整え、特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級との交流及び共同学習の機会を増やすことが必要である。

5 専門家による巡回相談・支援

(1) スクールカウンセラーによる巡回相談・支援

通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒に対する指導及び支援が必要である。

臨床心理士等の資格をもち、児童・生徒の発達心理に関する専門性を備えたスクールカウンセラーが各学校を巡回し、特別支援教育の対象となる児童・生徒の状況を継続的に観察しながら、教員へ指導、助言、支援する体制を整える。

また、スクールカウンセラーは、専門的な立場で、関係諸機関と連携を図ったり、保護者に対して、特別支援学校、特別支援学級への入級の相談や働きかけなどを行う。

スクールカウンセラーは、就学相談や在学中の様々な相談にかかわることが想定されることから、教育センターと連携を図ることが、一層必要である。

(2) 教育センターの相談員による巡回相談・支援

心理等の専門家と教職の経験者等により構成されている教育センターの教育相談員・就学相談員が、定期的にあるいは学校の要請をうけ、積極的に学校を巡回し相談や支援を行っていく必要がある。

(3) 専門家チーム設置の検討

LD・ADHD・高機能自閉症等の判断や対象となる児童・生徒への望ましい教育的対応について、専門的な意見の提示や助言を行うことを目的として、専門家チームの設置を検討する必要がある。具体的には、特別支援学校の教員、特別支援学級担当教員、特別支援教育担当指導主事、教育センター相談員及び心理職や医師等で構成されることが考えられる。必要に応じて保護者や保健、福祉、労働等の機関が、参加できるシステムを構築することも考えられる。

なお、現在、就学相談においては、学校、教育センター、医療機関、福祉関係機関、幼稚園、保育園等からなる就学支援委員会を設置して進めているが、専門家チームはこうした委員会との整合性を図ることも必要となる。

(4) 大学等との連携

「東京都の最終報告」においても、指導方法や支援の方法等の助言・相談など、特別支援教育を推進していくにあたって、大学と連携、共同研究していくことは有効な方策であると指摘されている。

現在、区立小・中学校の取り組みの中には、心理学科設置の近隣大学と連携し、大学生による支援を実践している学校があり、今後、大学との連携の在り方についても、十分に研究し検討を進めていく必要がある。

6 大田区エリアネットワークの構築

「東京都の最終報告」では、*エリアネットワーク構想が提言されている。大田区内の教育、福祉、医療、保健、労働等の関係諸機関及び関係者の専門性をいかし、LD等を含め、障害のある幼児・児童・生徒の特別な教育ニーズに応じた、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を推進するため、大田区エリアネットワークを構築することが必要である。

大田区エリアとして、矢口養護学校が特別支援教育におけるセンター校としての役割を担うことを踏まえ、区立小中学校は、大田区の特別支援教育の中核的機関となる矢口養護学校や城南養護学校、田園調布養護学校等との日常的なパートナーシップを形成し、連携を図る中で、関係機関とのネットワーク会議やコーディネーター会議を実施する。

また、区立小中学校は、エリアネットワークを生かし、特別支援学校の教員や専門家による巡回相談・指導、個別の指導計画の作成及び児童・生徒のへの指導・支援を進めていく必要がある。さらにエリアネットワークを構築する中で、教員修、相談、就学後の相談・支援、進路指導、指導内容・方法などの支援体制を整備することが必要である。

さらに、教育のみならず医療、保健、福祉、労働等関係機関との連携のもとに、障害のある児童・生徒のライフステージに応じた継続的な支援の仕組みづくりを推進する。